

知識財産基本法

制定 2011.5.19 法律第 10629 号

一部改正 2017.12.19 法律第 15245 号

第 1 章 総則

第 1 条(目的) この法は、知識財産の創出・保護及び活用を促進してその基盤を造成するための政府の基本政策と推進体系を準備して韓国社会で知識財産の価値が最大限発揮されることができるようにより、国家の経済・社会及び文化等の発展と国民の生活の質の向上に貢献することを目的とする。

第 2 条(基本理念) 政府は、知識財産関連政策を次の各号の基本理念により推進しなければならない。

1. 著作者、発明家、科学技術者及び芸術家等、知識財産創出者が創意的かつ安定的に活動することができるようにすることにより、優秀な知識財産の創出を促進する。
2. 知識財産を効果的かつ安定的に保護して、その活用を促進すると同時に、合理的かつ公正な利用を図る。
3. 知識財産が尊重される社会環境を造成して専門人材と関連産業を育成することにより知識財産の創出・保護及び活用を促進するための基盤を準備する。
4. 知識財産に関する国内規範と国際規範間の調和を図り、開発途上国の知識財産力量強化を支援することにより国際社会の共同発展に寄与する。

第 3 条(定義) この法で使用する用語の意味は、次の通りである。

1. “知識財産”とは、人間の創造的活動又は経験等により創出され、又は発見された知識・情報・技術、思想や感情の表現、営業や物の表示、生物の品種や遺伝資源、その他無形迹なものであって財産的価値が実現されることができものをいう。
2. “新知識財産”とは、経済・社会又は文化の変化や科学技術の発展により新しい分野で出現する知識財産をいう。
3. “知識財産権”とは、法令又は条約等により認められ、又は保護される知識財産に関する権利をいう。
4. “公共研究機関”とは、次各目のいずれか一つに該当する機関をいう。
 - イ. 国家又は地方自治団体が直接設立・運営する研究機関
 - ロ. 「高等教育法」第 2 条による学校
 - ハ. 「政府出捐研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」第 2 条による政府出捐研究機関
 - ニ. 「科学技術分野政府出捐研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」第 2 条による科学技術分野政府出捐研究機関
 - ホ. 「地方自治団体出捐研究院の設立及び運営に関する法律」第 2 条による地方自治団体出捐研究所
 - ヘ. 「特定研究機関育成法」第 2 条による特定研究機関
 - ト. 「産業技術革新促進法」第 42 条による専門生産技術研究所

チ「公益法人の設立・運営に関する法律」第2条による公益法人のうち知識財産の創出や活用と関連した業務を遂行する機関

リ「公共機関の運営に関する法律」第4条により公共機関として指定された機関のうち知識財産の創出や活用と関連した業務を遂行する機関

5.“事業者等”とは、公共研究機関以外の者として知識財産と関連した事業をし、又は研究・支援等の業務を遂行する者をいう。

第4条(国家等の責務) ①国家は、この法の目的と基本理念により知識財産の創出・保護及び活用を促進し、その基盤を造成するための総合的な施策を準備して推進しなければならない。

②地方自治団体は、第1項による国家の施策と地域的特性を考慮して地域別知識財産施策を準備して推進しなければならない。

③公共研究機関と事業者等は、優秀な知識財産の創出と積極的な活用及び所属研究者と創作者の処遇改善のために努力しなければならない、その成果に対する正当な補償がなされるようにしなければならない。

④国家、地方自治団体、公共研究機関及び事業者等は、知識財産の創出・保護及び活用促進とその基盤造成のための政府の施策が効果的に推進されるように互いに協力しなければならない。

第5条(他の法律との関係) ①知識財産と関連する他の法律を制定し、又は改正する場合には、この法の目的と基本原則に合うようにしなければならない。

②知識財産政策の推進に関して他の法律に特別な規定がある場合を除きこの法で定めるところによる。

第2章 知識財産政策の樹立及び推進体系

第6条(国家知識財産委員会の設置及び機能) ①知識財産に関する政府の主要政策と計画を審議・調整してその推進状況を点検・評価するために大統領所属で国家知識財産委員会(以下“委員会”という)を置く。

②委員会は、次の各号の事項を審議・調整する。

1.第8条による基本計画及び第9条による施行計画の樹立・変更に関する事項

2.第10条による基本計画及び施行計画の推進状況に対する点検・評価に関する事項

3.知識財産関連財源の配分方向及び効率的運用に関する事項

4.この法による知識財産の創出・保護及び活用促進とその基盤造成のための施策に関する事項

5.その他知識財産の創出・保護及び活用促進とその基盤造成のために委員長が必要であると認め、又は関係中央行政機関の長又は特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事(以下“市・道知事”という)が要請する事項

③委員会は、委員会が審議・調整しようとする事項が他の法律により樹立された政策や計画と関連した場合には、あらかじめ該当政策や計画を主管する機関と協議しなければならない。

第7条(国家知識財産委員会の構成及び運営) ①委員会は、委員長2人を含む40人以内の委員で構成する。

②委員長は、國務総理と第3項第2号の委員のうち、大統領が指名する人になる。

③委員は、次の各号の人になる。

- 1.関係中央行政機関の長及び政務職公務員のうち、大統領令で定める人
- 2.知識財産に関する学識と経験が豊かな人のうち、大統領が委嘱する人
- ④第3項第2号の委員の任期は2年とし、一回のみ連任することができる。但し、委員の辞任等により新たに委嘱された委員の任期は、前任委員の任期の残った期間とする。
- ⑤委員長は、各自委員会を代表し、國務總理である委員長は、委員会の会議を召集してその議長になり、國務總理である委員長がやむを得ない事由で職務を遂行することができないときは第2項により大統領の指名した委員長がその職務を代行する。
- ⑥委員会の業務を効率的に遂行するために委員会に分野別専門委員会を置くことができる。
- ⑦その他委員会と専門委員会の構成及び運営に必要な事項は、大統領令で定める。

第8条(国家知識財産基本計画の樹立) ①政府は、この法の目的を効率的に達成するために5年ごとに知識財産に関する中・長期政策目標及び基本方向を定める国家知識財産基本計画(以下“基本計画”という)を樹立しなければならない。

②政府は基本計画を樹立し、又は変更しようとする場合には、委員会の審議を経て確定し、遅滞なくこれを公告しなければならない。但し、大統領令で定める軽微な事項を変更しようとする場合には、この限りでない。

③基本計画には、次の各号の事項が含まれなければならない。

- 1.知識財産政策の目標と基本方向
- 2.知識財産及び新知識財産の創出・保護及び活用戦略
- 3.産業界、学界、研究界、文化芸術界等の知識財産創出力強化方案
- 4.外国での大韓民国国民(国内法により設立された法人・団体を含む。以下同じ)の知識財産保護に関する事項
- 5.知識財産侵害行為による国民の安全等に対する危害防止方案
- 6.知識財産の公正な利用方案
- 7.知識財産親和的社会環境造成に関する事項
- 8.知識財産の国際標準化に関する事項
- 9.知識財産関連情報の収集・分析及び提供に関する事項
- 10.中小企業、農漁業人等の知識財産力量強化方案
- 11.経済的・社会的疎外階層の知識財産接近支援に関する事項
- 12.知識財産専門人材の養成方案
- 13.知識財産関連制度の国際化方案
- 14.知識財産政策の推進のための政府予算投入計画
- 15.知識財産関連文化・教育・金融制度等の改善のための法令整備計画
- 16.その他知識財産の創出・保護及び活用促進とその基盤造成に必要な事項

④基本計画の樹立と変更に関する細部手続きは、大統領令で定める。

第9条(国家知識財産施行計画の樹立) ①政府は、関係中央行政機関の長と市・道知事から第8条の基本計画による推進計画の提出を受けて毎年国家知識財産施行計画(以下“施行計画”という)を樹立しなければならない。

②政府は、施行計画を樹立し、又は変更しようとする場合には、委員会の審議を経て確定する。但し、大統領令で定める軽微な事項を変更しようとする場合には、この限りでない。

③施行計画の樹立と変更に関する細部手続きは、大統領令で定める。

第 10 条(推進状況の点検及び評価) ①委員会は、基本計画と施行計画の推進状況を点検・評価しなければならない。

②委員会は、基本計画と施行計画の円滑な推進のために必要な場合には、関係中央行政機関の長や市・道知事に第 1 項による点検・評価結果を反映した改善意見を通報することができる。

③第 2 項により改善意見の通報を受けた関係中央行政機関の長や市・道知事は、その改善に必要な計画を樹立して委員会に提出しなければならない。委員会は、該当機関が提出した計画の履行状況を点検しなければならない。

④その他基本計画及び施行計画の推進状況を点検・評価するために必要な事項は、大統領令で定める。

第 11 条(国家知識財産委員会の事務機構) ①委員会の業務を支援するために委員会に事務機構を置くことができる。

②委員会は、委員会の業務を効率的に遂行するために必要な場合には、中央行政機関、地方自治団体、その他の関係機関・団体等の長にその所属公務員又は役職人の派遣又は兼任を要請することができる。

③第 1 項による事務機構の構成及び運営に必要な事項は、大統領令で定める。

第 12 条(知識財産政策責任官の指定) 関係中央行政機関の長と市・道知事は、該当機関の知識財産政策を効率的に樹立・施行するために所属公務員のうちから知識財産政策責任官を指定することができる。

第 13 条(関係法令の制定・改正等の通報) ①中央行政機関の長と市・道知事は、知識財産と関連した法令及び条例を制定又は改正し、又は主要政策及び計画(以下この条で“主要政策”という)を樹立又は変更しようとする場合には、委員会にその内容を通報しなければならない。

②委員会は、第 1 項により通報を受けた法令、条例又は主要政策等に対して意見を提示することができ、中央行政機関の長や市・道知事は、委員会の意見が反映されることができるよう努力しなければならない。

③第 1 項の通報及び第 2 項の意見提示に関する細部手続きは、大統領令で定める。

第 14 条(関係機関等に対する協力要請) 委員会は、委員会の業務遂行のために必要な場合には中央行政機関、地方自治団体、その他の関係機関・団体や専門家に資料又は意見の提出を要請し、又は調査あるいは研究を依頼することができる。この場合、委員会は、予算の範囲で必要な経費を支給することができる。

第 15 条(年次報告書) ①政府は毎会計年度経過後 3 ヶ月以内に該当会計年度の施行計画推進実績に対する年次報告書を作成して国会に提出しなければならない。

②第 1 項による年次報告書の作成等に必要な事項は、大統領令で定める。

第 3 章 知識財産の創出・保護及び活用の促進

第 1 節 知識財産の創出促進

第 16 条(知識財産の創出促進) 政府は、優秀な知識財産の創出を促進するために次の各号の事項を含む施策を準備して推進しなければならない。

- 1.知識財産関連統計及び指標の調査・分析
- 2.未来知識財産の発展趨勢及び関連産業・市場に対する展望
- 3.公共研究機関及び事業者等の知識財産力量を強化するための支援
- 4.研究者、創作者及び知識財産管理者の力量を強化するための教育
- 5.優秀な知識財産の創出を促進するための法・制度改善
- 6.公共研究機関及び事業者等の国内外共同研究開発活性化支援
- 7.その他優秀な知識財産の創出を促進するために必要な事項

第 17 条(研究開発と知識財産創出の連携) ①政府は、研究開発結果が優秀な知識財産の創出につながることをできるように支援しなければならない。

②政府は、研究開発の企画、管理、評価等の全過程で関連知識財産情報が活用されることができるよう支援しなければならない。

③政府は、研究開発に対する評価が知識財産創出成果を基準としてなされることができるよう必要な措置をしなければならない。

第 18 条(新知識財産創出等支援) ①政府は、新知識財産の創出・保護及び活用を促進しなければならない。

②政府は、新知識財産の創出・保護及び活用促進のために新知識財産の現況を調査・分析しなければならない。

③政府は、新知識財産が適切に保護されることができるよう関係法令を整備し、これと関連した技術的保護手段の開発と利用活性化のための支援等必要な措置をしなければならない。

第 19 条(知識財産創出者に対する補償) 政府は、知識財産を創出した個人が正当な補償を受けることができる社会的環境と基盤を準備し、これに必要な施策を樹立しなければならない。

第 2 節 知識財産の保護強化

第 20 条(知識財産の権利化及び保護促進) 政府は、知識財産が迅速・正確に権利として確定され効果的に保護されることができるよう次の各号の事項を含む施策を準備して推進しなければならない。

- 1.知識財産の審査・審判・登録体系等の整備方案
- 2.知識財産の保護のための法的・行政的措置強化方案
- 3.知識財産の保護のための保安体系と情報システム構築等の技術的措置強化方案
- 4.国内外の知識財産保護関係機関・団体との協力方案
- 5.知識財産の権利化及び保護関連専門人材確保方案
- 6.その他知識財産の権利化及び保護促進のために必要な事項

第 21 条(訴訟体系の整備等) ①政府は、知識財産関連紛争が迅速かつ公正に解決されて権利救済が充実になされることができるよう訴訟手続きを簡素化する等制度改善に努力しなければならない。

②政府は、知識財産関連紛争解決の専門性を確保するために訴訟体系を整備して関連人材の専門性を強化しな

ればならない。

第 22 条(裁判外の紛争解決手続き活性化) 政府は、知識財産関連紛争が迅速かつ円満に解決されることができるよう調整・仲裁等裁判以外の簡単かつ便利な紛争解決手続きを活性化し、専門性を高めて、容易に利用することができるように案内と広報を強化する等必要な措置をしなければならない。

第 23 条(知識財産権侵害行為に対する対応) ①政府は、知識財産権を侵害する行為に対する取締り、点検等の執行活動を強化するために次の各号の事項を含む対応方案を準備して推進しなければならない。

1.知識財産不法流出と知識財産権侵害を防止するための方案

2.知識財産権侵害物品を製造・流通又は輸出入する行為を根絶するための方案

3.知識財産権侵害を防止するための関係機関間の協力方案

4.その他知識財産権侵害行為に対応するために必要な事項

②委員会と関係中央行政機関の長は、第 1 項の対応方案を準備するために情報・捜査機関の長に必要な情報や資料の収集・提供、その他の協力を要請することができる。

第 24 条(外国での知識財産保護) ①政府は、大韓民国国民が保有する知識財産が外国で適切に保護されることができるように努力しなければならない。

②政府は、大韓民国国民が保有する知識財産が外国で適切に保護を受けることができない場合、職権又は当事者の要請によりそれに対する現況調査、該当外国政府に対する措置要求、国際機構及び関連団体との協力等必要な措置をしなければならない。

第 3 節 知識財産の活用促進

第 25 条(知識財産の活用促進) ①政府は、知識財産の移転、取引、事業化等知識財産の活用を促進するために次の各号の事項を含む施策を準備して推進しなければならない。

1.知識財産を活用した創業活性化方案

2.知識財産の需要者と供給者間の連携活性化方案

3.知識財産の発掘、収集、融合、追加開発、権利化等知識財産の価値増大及びそれに必要な資本造成方案

4.知識財産の流動化促進のための制度整備方案

5.知識財産に対する投資、融資、信託、保証、保険等の活性化方案

6.その他知識財産活用促進のために必要な事項

②政府は、国家、地方自治団体又は公共研究機関が保有・管理する知識財産の活用を促進するために努力しなければならない。

第 26 条(知識財産サービス産業の育成) ①政府は、知識財産関連情報の分析・提供、知識財産の評価・取引・管理、知識財産経営戦略の樹立・諮問等知識財産に関連したサービス産業(以下“知識財産サービス産業”という)を育成しなければならない。

②政府は、知識財産サービス産業に対して創業支援、人材養成、情報提供等必要な支援をすることができる。

③政府は、優秀な知識財産サービスを提供することができる力量と実績を保有した事業者等を選定して褒賞し、関連

政府事業の参与に対する特典を提供する等必要な支援ができる。

④政府は、知識財産サービス産業に対する分類体系を準備し、関連統計を収集・分析しなければならない。

第 27 条(知識財産の価値評価体系確立等) ①政府は、知識財産に対する客観的な価値評価を促進するために知識財産価値の評価技法及び評価体系を確立しなければならない。

②政府は、第 1 項による評価技法及び評価体系が知識財産関連取引・金融等に活用されることができるよう支援しなければならない。

③政府は、知識財産の価値評価を活性化するために関連人材を養成しなければならない。

第 28 条(知識財産の公正な利用秩序確立) ①政府は、知識財産の公正な利用を促進して、知識財産権の濫用を防止するために努力しなければならない。

②政府は、共同の努力で創出された知識財産が当事者間に公正に配分されることができるよう必要な措置をしなければならない。

③政府は、大企業と中小企業間の不公正な知識財産の取引を防止し、相互間の協力を促進しなければならない。

第 4 章 知識財産の創出、保護及び活用促進のための基盤造成

第 29 条(知識財産親和的社会環境造成) ①政府は、知識財産が尊重される社会環境を造成するために教育、広報、文化行事等知識財産に対する国民の認識向上のための施策を準備して推進しなければならない。

②政府は、各地域の知識財産競争力を高めるために地域別知識財産の創出・保護及び活用促進のための施策を準備して推進しなければならない。

第 29 条の 2(知識財産の日) ①知識財産の創出・保護及び活用に対する国民の理解と関心を高めるために、毎年 9 月 4 日を知識財産の日と定める。

②政府は、知識財産の日の趣旨に適した記念行事を開催することができる。

第 30 条(知識財産の国際標準化) ①政府は、研究開発事業で創出中、又は創出された知識財産が「国家標準基本法」第 3 条第 2 号による国際標準と連携されることができるよう研究の企画段階から標準の獲得に至る全過程にわたって必要な支援施策を準備して推進しなければならない。

②政府は、知識財産の国際標準化を支援するために国際標準関連動向情報を収集・分析・提供しなければならない。

第 31 条(知識財産情報の収集・分析及び提供等) ①政府は、知識財産情報の生産・流通及び活用を促進するために次の各号の事項を含む施策を準備して推進しなければならない。

1. 知識財産情報の収集・分析・加工及びデータベースの構築方案
2. 知識財産情報の分類体系準備及び知識財産分類表の作成・補完等に関する事項
3. 知識財産情報網の構築及び知識財産専門図書館の設立等情報に対する接近性向上方案
4. 知識財産情報の収集・分析及び提供活性化のために必要な研究開発方案

5.知識財産情報の管理・流通専門機関育成方案

6.その他知識財産情報の収集・分析及び提供のために必要な事項

②政府は、第1項による施策を推進するときに個人情報や国家機密等が保護されることができるように必要な措置をしなければならない。

第32条(経済的・社会的弱者に対する支援) ①政府は、中小企業、農漁業人、個人等の知識財産創出・保護及び活用力量を強化するために必要な支援をしなければならない。

②政府は、知識財産の創出・保護及び活用促進において戦略的な経営活動を模範的に遂行している中小企業を対象に大統領令が定めるところにより知識財産経営認証をすることができる。

③政府は、障害者、老人等知識財産に接近が難しい人々が知識財産を容易に利用することができるように必要な支援をしなければならない。

第33条(知識財産教育強化) ①政府は、国民の知識財産に対する認識と知識財産創出及び活用力量を高めるために知識財産に関する教育を強化しなければならない。

②政府は、「小・中等教育法」第2条及び「高等教育法」第2条による学校の正規教育課程に知識財産に関する内容が反映されるようにしなければならない。

③政府は、知識財産に特性化された学校を育成し、知識財産関連学科や講座が開設されることができるようにならなければならない。

④政府は、「生涯教育法」第2条による生涯教育機関の教育課程に知識財産に関する理解と関心を広げることができる内容が含まれるようにしなければならない。

第34条(知識財産専門人材養成) ①政府は、知識財産の創出・保護及び活用とその基盤造成に必要な専門人材を養成しなければならない。

②政府は、女性知識財産人材の養成及び活用方案を準備して女性が知識財産部門でその資質と能力を十分に発揮することができるようにしなければならない。

③政府は、知識財産専門人材を養成するために産業界、学界、研究界及び文化芸術界等と協力しなければならない。

④政府は、知識財産専門人材を養成するために公共研究機関や事業者等に対して教育設備、教材開発、教育施行等に必要な費用の全部又は一部を支援することができる。

第35条(知識財産研究機関等の育成) ①政府は、知識財産関連制度や政策を専門的に調査・研究する研究機関を育成しなければならない。

②政府は、知識財産の創出・保護及び活用とその基盤造成を目的として設立された法人や団体を育成しなければならない。

③政府は、第1項の研究機関や第2項の法人・団体に対してその運営に必要な経費の全部又は一部を出捐し、又は補助することができる。

第36条(知識財産制度の国際化) ①政府は、国内外での知識財産の創出・保護及び活用が効果的になされることができるよう国内の知識財産制度が国際的合意事項及び規範と調和をなすのに必要な施策を準備して推進しなけれ

ばならない。

②政府は、国際的に調和することができる知識財産制度を準備するために外国政府、国際機構等と協力しなければならない。

③政府は、外国政府、国際機構等との条約・協約等の国際的合意が国内の知識財産関連制度・政策や市場に及ぼし得る影響を調査・分析して適切な対策を準備しなければならない。

第 37 条(開発途上国に対する支援) 政府は、開発途上国の貧困退治、経済成長及び文化発展に寄与するために開発途上国の知識財産創出・活用力量を高めるのに必要な支援をすることができる。

第 38 条(南北間知識財産交流協力) 政府は、北朝鮮の知識財産関連制度・政策や現況等に対する調査・研究活動を推進することにより南北間の知識財産分野の相互交流と協力を増進することができるように努力しなければならない。

第 5 章 補則

第 39 条(秘密漏洩の禁止) 委員会及び専門委員会の委員又は事務機構の職員やその職にあった人、派遣・委嘱・委託等により委員会の業務を遂行し、又は遂行した人は、業務処理中に知ることになった秘密を漏洩してはならない。

第 40 条(罰則適用での公務員擬制) 委員会及び専門委員会の委員、事務機構の職員中で公務員ではない人は、「刑法」第 129 条から第 132 条までの規定を適用するときには公務員とみなす。

付 則

第 1 条(施行日) この法は、公布後 2 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条(他の法律の改正) ①ゲーム産業振興に関する法律の一部を次のように改正する。

第 13 条の題“(知的財産権の保護)”を“(知識財産権の保護)”にして、同条第 1 項、第 2 項各号以外の部分、同項第 3 号及び同条第 3 項中“知的財産権”をそれぞれ“知識財産権”にする。

②空間情報産業振興法の一部を次のように改正する。

第 10 条の題“(知的財産権の保護)”を“(知識財産権の保護)”にして、同条第 1 項各号以外の部分、同項第 3 号及び同条第 2 項中“知的財産権”をそれぞれ“知識財産権”にする。

第 23 条第 3 項第 4 号中“知的財産権”を“知識財産権”にする。

③工場及び鉱業財団抵当法の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項第 6 号を次のようにする。

6.知識財産権

第 32 条第 4 項本文及び第 47 条第 4 項前段中“知的財産権”をそれぞれ“知識財産権”にする。

第 53 条第 6 号を次のようにする。

6.知識財産権

④国家科学技術競争力強化のための理工系支援特別法の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項第 3 号中“知的財産権”を“知識財産権”にする。

⑤国家情報化基本法の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項第 7 号中“知的財産権”を“知識財産権”にする。

第 42 条の題“(知的財産権の保護)”を“(知識財産権の保護)”にして、同条中“知的財産権”を“知識財産権”にする。

⑥国際司法の一部を次のように改正する。

第 24 条の題“(知的財産権の保護)”を“(知識財産権の保護)”にして、同条中“知的財産権”を“知識財産権”にする。

⑦農産物品質管理法の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号及び第 8 条の 9 第 4 項中“知的財産権”をそれぞれ“知識財産権”にする。

⑧大徳研究開発特区等の育成に関する特別法の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 2 号、第 8 条第 3 項及び第 48 条第 1 項第 2 号ハ目中“知的財産権”をそれぞれ“知識財産権”にする。

⑨動産・債券等の担保に関する法律の一部を次のように改正する。

第 1 条中“知的財産権”を“知識財産権”にする。

第 2 条第 1 号中“知的財産権”を“知識財産権”にして、同条第 4 号中“知的財産権担保権”を“知識財産権担保権”に、“知的財産権”をそれぞれ“知識財産権”にして、同条第 5 号本文中“知的財産権”を“知識財産権”にして、同条第 6 号中“知的財産権”を“知識財産権”にする。

第 5 章の題“知的財産権の担保に関する特例”を“知識財産権の担保に関する特例”にする。

第 58 条の題“(知的財産権担保権登録)”を“(知識財産権担保権登録)”にして、同条第 1 項中“知的財産権者”を“知識財産権者”に、“知的財産権”をそれぞれ“知識財産権”にして、同条第 2 項中“知的財産権”をそれぞれ“知識財産権”にする。

第 59 条第 1 項中“知的財産権担保権”を“知識財産権担保権”に、“知的財産権”を“知識財産権”にして、同条第 2 項中“知的財産権”をそれぞれ“知識財産権”にする。

第 60 条の題“(知的財産権担保権者の権利行使)”を“(知識財産権担保権者の権利行使)”にして、同条中“知的財産権”を“知識財産権”にする。

第 61 条本文中“知的財産権担保権”を“知識財産権担保権”にして、同条但書き中“知的財産権”を“知識財産権”にする。

⑩文化産業振興基本法の一部を次のように改正する。

第 12 条第 7 項及び第 12 条の 2 第 1 項中“知的財産権”をそれぞれ“知識財産権”にする。

⑪民・軍兼用技術事業促進法の一部を次のように改正する。

第 21 条の題“(知的財産権等の特例)”を“(知識財産権等の特例)”にして、同条第 1 項各号以外の部分及び同項第 2 号中“知的財産権”をそれぞれ“知識財産権”にする。

⑫民事訴訟法の一部を次のように改正する。

第 24 条の題“(知的財産権等に関する特別裁判的)”を“(知識財産権等に関する特別裁判的)”にして、同条中“知的財産権”を“知識財産権”にする。

第 36 条の題“(知的財産権等に関する訴訟の移送)”を“(知識財産権等に関する訴訟の移送)”にして、同条第 1 項本文中“知的財産権”を“知識財産権”にする。

⑬部品・素材専門企業等の育成に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項第 2 号中“知的財産権”を“知識財産権”にする。

⑭司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律の一部を次のように改正する。

第 6 条第 14 号イ目中“知的財産権”を“知識財産権”にする。

⑮産業教育振興及び産学協力促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第 27 条第 1 項第 3 号中“知的財産権”を“知識財産権”にする。

第 35 条の題“(知的財産権の取得・管理)”を“(知識財産権の取得・管理)”にして、同条中“知的財産権”を“知識財産権”にする。

⑯外国法諮問士法の一部を次のように改正する。

第 47 条第 5 号ロ目中“知的財産権”を“知識財産権”にする。

⑰音楽産業振興に関する法律の一部を次のように改正する。

第 14 条の題“(知的財産権の保護)”を“(知識財産権の保護)”にして、同条第 1 項及び第 2 項第 2 号・第 3 号中“知的財産権”をそれぞれ“知識財産権”にする。

⑱イーラーニング(電子学習)産業発展法の一部を次のように改正する。

第 21 条の題“(知的財産権の保護等)”を“(知識財産権の保護等)”にして、同条第 1 項、第 2 項後段及び第 3 項中“知的財産権”をそれぞれ“知識財産権”にする。

⑲資本市場と金融投資業に関する法律の一部を次のように改正する。

第 103 条第 1 項第 7 号中“知的財産権”を“知識財産権”にする。

⑳電子取引基本法の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項第 4 号中“知的財産権”を“知識財産権”にする。

(21)コンテンツ産業振興法の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中“知的財産権”を“知識財産権”にする。

第 10 条の題“(知的財産権の保護)”を“(知識財産権の保護)”にして、同条第 1 項及び第 3 項中“知的財産権”をそれぞれ“知識財産権”にする。

第 24 条第 2 項中“知的財産権”を“知識財産権”にする。

(22)学術振興及び学資金貸出信用保証等に関する法律の一部を次のように改正する。

第 13 条中“知的財産権”を“知識財産権”にする。

付 則 <法律第 15245 号、2017.12.19>

この法は公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。